



おめでとうございます
3月16日～4月15日届け出分

すこやか
(地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町
はなの さわ
花野 佐和 (切串・3月18日) 光盛 瑛 (切串・3月15日)

能美町
りな おおとも あお
衛藤 莉奈 (中町・3月21日) 大友 碧桜 (中町・3月21日)
ますなが ひゆう
増永 燈優 (中町・4月9日)

大柿町
まつたに はやて
松谷 颯 (柿浦・3月16日) 井上 朝陽 (飛渡瀬・4月9日)



ご冥福をお祈りします
3月1日～31日届け出分

おくやみ
(地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町

石上 満 (中央・93歳)	江木 泰 (中央・92歳)
荻島 信夫 (小用・72歳)	河原美智子 (小用・87歳)
國本 博幸 (宮ノ原・80歳)	新本五月子 (中央・91歳)
長田 隆 (鷺部・99歳)	部川 英明 (鷺部・77歳)
福島タマエ (切串・87歳)	本畠 文雄 (中央・75歳)
村井 哲子 (鷺部・96歳)	山下アヤメ (小用・93歳)
横山 孝則 (江南・89歳)	

能美町

栗田 誠 (鹿川・89歳)	小滝 君子 (鹿川・89歳)
中西 忠雄 (鹿川・92歳)	濱田 義一 (鹿川・82歳)
藤田 作男 (鹿川・94歳)	藤田 義孝 (中町・78歳)

沖美町

香西千代子 (岡大王・91歳)	小林 孝治 (是長・84歳)
田代 良暁 (畑・82歳)	泊野 一夫 (畑・86歳)
東 昭三 (高祖・94歳)	水野ヤスエ (岡大王・99歳)

大柿町

幾島美智子 (大君・90歳)	西本 貞子 (柿浦・96歳)
----------------	----------------



令和5年3月31日現在

人口と世帯数
(外国人市民を含む)

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,527	3,635	7,162	4,087
能 美	2,313	2,468	4,781	2,539
沖 美	1,433	1,420	2,853	1,689
大 柿	2,959	3,200	6,159	3,329
全 体 (前月比)	10,232 (△287)	10,723 (△84)	20,955 (△371)	11,644 (△289)



5月の当番医
※日程は変更することがあります。


保健医療課
☎0823-43-1639

3日(祝)	砂堀医院 (能美町中町) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-45-3333
4日(祝)	深江長坂医院 (大柿町深江) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2036
5日(祝)	芸南クリニック (大柿町柿浦) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-3705
7日(日)	水口医院 (江田島町中央) 診療時間：午前9時～午後5時	☎0823-42-0018
14日(日)	えたじま幸田医院 (大柿町柿浦) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2046
21日(日)	澤医院 (大柿町小古江) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2003
	梶川医院 (沖美町岡大王) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-48-0201
28日(日)	吉田病院 (江田島町津久茂) 診療時間：午前9時～午後5時	☎0823-42-1100

※子どもの診療については、事前に医療機関へ電話でお問い合わせください。なお、症状によっては、呉医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。



5月の相談

■心配ごと相談 (午後1時～3時30分)
 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032
2日(火) 能美保健センター
16日(火) 三高会館
■市顧問弁護士による法律相談 (午前10時～午後3時)
 総務課☎0823-43-1111(代)
15日(月) 江田島保健センター (22ページをご覧ください)



ありがとうございます


寄附
(50音順・敬称略)

切串小学校備品 (テント1張)
広成建設(株) (広島市東区)

ふるさと寄附金
音成 和久 (山口県下関市) 河田 秀樹 (大阪府茨木市)
横山 裕之 (京都府舞鶴市) 吉田 樹生 (愛知県刈谷市)



市税などの納期限
口座振替日5月31日(水)

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

軽自動車税 (種別割)	(問)税務課	☎0823-4 3-1 6 3 6
固定資産税 (1期・全期)	(問)税務課	☎0823-4 3-1 6 3 6
保育料 (5月分)	(問)子育て支援課	☎0823-4 2-2 8 5 2
住宅使用料 (5月分)	(問)都市整備課	☎0823-4 3-1 6 4 7



火災・救急・救助は1 1 9番

消防つうしん

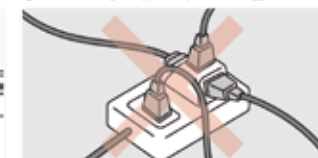
火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

4つの習慣


①寝たばこは絶対にしない、させない


②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない


③こんろを使うときは火のそばを離れない


④コンセントはほこりを清掃し、必要ないプラグは抜く

6つの対策


①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する


②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する


③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災室を使用する


④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく


⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、覚えておく


⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

出典：消防庁ホームページ (http:www.fdma.go.jp/)

国民年金を増やしませんか？


市民生活課
☎0823-43-1634・広島南年金事務所
☎082-253-7710

任意加入によるメリット

○65歳から受け取る老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、次の①～④のすべての条件を満たす方です。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方

④厚生年金保険に加入していない方

※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

手続きに必要なもの

基礎年金番号の分かるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書)マイナンバーの分かるもの・預貯金等通帳・印鑑(金融機関届出印)

手続き場所

市民生活課・各市民センター・三高支所・年金事務所

任意加入できる方

任意加入できる方は、次の①～④のすべての条件を満たす方です。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方

④厚生年金保険に加入していない方

※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

毎月の保険料は？

国民年金の保険料は、月額1万6520円(令和5年度)です。

保険料の納付方法は口座振替になります。また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

任意加入によるメリット

○65歳から受け取る老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、次の①～④のすべての条件を満たす方です。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方

④厚生年金保険に加入していない方

※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

令和5年3月1日～31日

火災・救急件数

火 災	3件(7件)
救 急	129件(431件)

※()内は令和5年1月からの累計

新生活と火の用心

春から入社や転勤、入学などで新生活がスタートした方も多いのではないのでしょうか。火災が多いイメージのある冬に次いで、4月、5月も実は火災が発生しやすい季節です。

慣れない住まいで、より安心して暮らすためにも、日頃からご自宅の火の用心をチェックしてみましょう。

住宅用火災警報器については、市内においても早期に火災に気づき、出火に至らなかった事案もありますので、設置をされていない方は必ず設置し、定期的に点検を実施しましょう。

心して暮らすためにも、日頃からご自宅の火の用心をチェックしてみましょう。

住宅用火災警報器については、市内においても早期に火災に気づき、出火に至らなかった事案もありますので、設置をされていない方は必ず設置し、定期的に点検を実施しましょう。

任意加入制度

国民年金には、本人の申し出により「60歳以上65歳未満」の5年間(納付月数480月まで)国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

年金を増やすことができます。

○一定の要件を満たせば、加入期間中に思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

○長生きするほど生涯に受け取る年金額も多くなります。

○納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。